

見守り 新鮮情報

第186号

雑誌の広告を見て9千円の開運ブレスレットを購入した。後日その業者から電話があり、「名前を書いてこちらに送れば靈能者が運勢を見る」と言わされた。試しに送ってみたところ、「先祖の供養をしたほうがよい。しないと親や子どもに災いが降りかかる」などと言われ、洗脳され

たようになって50万円振り込んでしまった。

その後も祈とうが必要だと言われ、

300万円振り込むように要求された。

「誰かに言うと、その人にも災いが起

こるので話してはいけない」と言わ

れているが、あまりに高額な請求

におかしいのではないかと思い始

めた。(60歳代 女性)

A cartoon illustration showing a woman with short brown hair in a yellow sweater pointing towards an elderly woman with grey hair who looks very worried. The elderly woman is holding a small gold-colored object. They are both inside a pink cloud-like shape.

「災いが起こる」と言われて不安になって… 開運商法のトラブル!

ひとこと助言

気をつけてね



見守るくん

- 雑誌広告などを見て開運グッズを購入したことをきっかけに、祈とうサービスなど関連商品の契約をさせられるトラブルの相談が依然として寄せられています。
- 事例の他にも、「あなたの邪気が強すぎて偉いお坊さんに祈とうしてもらう必要がある」「おはらいをすれば大金が手に入る」などと言われて高額な料金を支払ってしまったケースもあります。
- お金を多く払うことで運が開けたり幸せになったりするわけではないことを理解し、不安をあおるようなことを言われてもきっぱり断りましょう。
- 電話で勧誘されて契約した祈とうサービスや商品などについては、クーリング・オフ等ができることがあります。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。